

環境委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第94号 川崎港の安全強化と併せて節税に関する陳情

資 料

 川崎港の安全対策

港 湾 局

(平成29年11月9日)

1 関係各機関及び港湾管理者・保安管理者(川崎市)の役割

(1) 関係各機関の役割

- ア 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- イ 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- ウ 臨港消防署 災害活動、救急活動
- エ 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- オ 東京入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

(2) 港湾管理者・保安管理者(川崎市)の役割

ア 港湾法では、港湾管理者は港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持する、とされ、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律では、保安管理者は立入りを制限する区域(制限区域)における危害行為の防止や保安確保のための措置を講ずる、とされている。港湾における安全対策として、次のような業務を行っている。

●制限区域を海と陸に設け、海の制限区域については、3隻の船舶により巡視を行い、監視カメラ、警備員による監視も行っている。

●陸の制限区域については、フェンスで囲い、監視カメラ、警備員により監視している。

イ これら監視体制を突破して侵入した場合等には、港湾管理者・保安管理者及び関係各機関は次のような流れで役割分担をして連携しつつ、対応する。

第1段階 港湾管理者・保安管理者が巡視、監視等で不審船舶・不審車両を発見又は他の機関から通報を受けたときは、関係各機関へ状況を通報後、現場へ急行する。

第2段階 現場では、関係各機関がそれぞれの役割に応じて適切に対応し、港湾管理者・保安管理者は関係各機関と連携しながら、付近の安全を確保するため避難誘導等必要な作業を行う。

第3段階 事態が収束した後、港湾管理者・保安管理者は原状回復(破壊された設備の修理等)に必要な手続きを行う。

2 根拠法令

- 港湾法 第12条第1項第2号(業務)
港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他汚染の防除を含む。)
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 第36条(国際水域施設の保安の確保のために必要な措置)
国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第41条までに規定するところにより、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 第37条(水域指標対応措置)
特定港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。)を実施しなければならない。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第41条の2(関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請)
海上保安庁長官は、(中略)特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む。)の長その他の執行機関(中略)に対し、(中略)排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の採取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

3 所有船舶の業務と特徴 (「別表 所有船舶について」参照)

船名	あおぞら	つばめ	ひばり
----	------	-----	-----

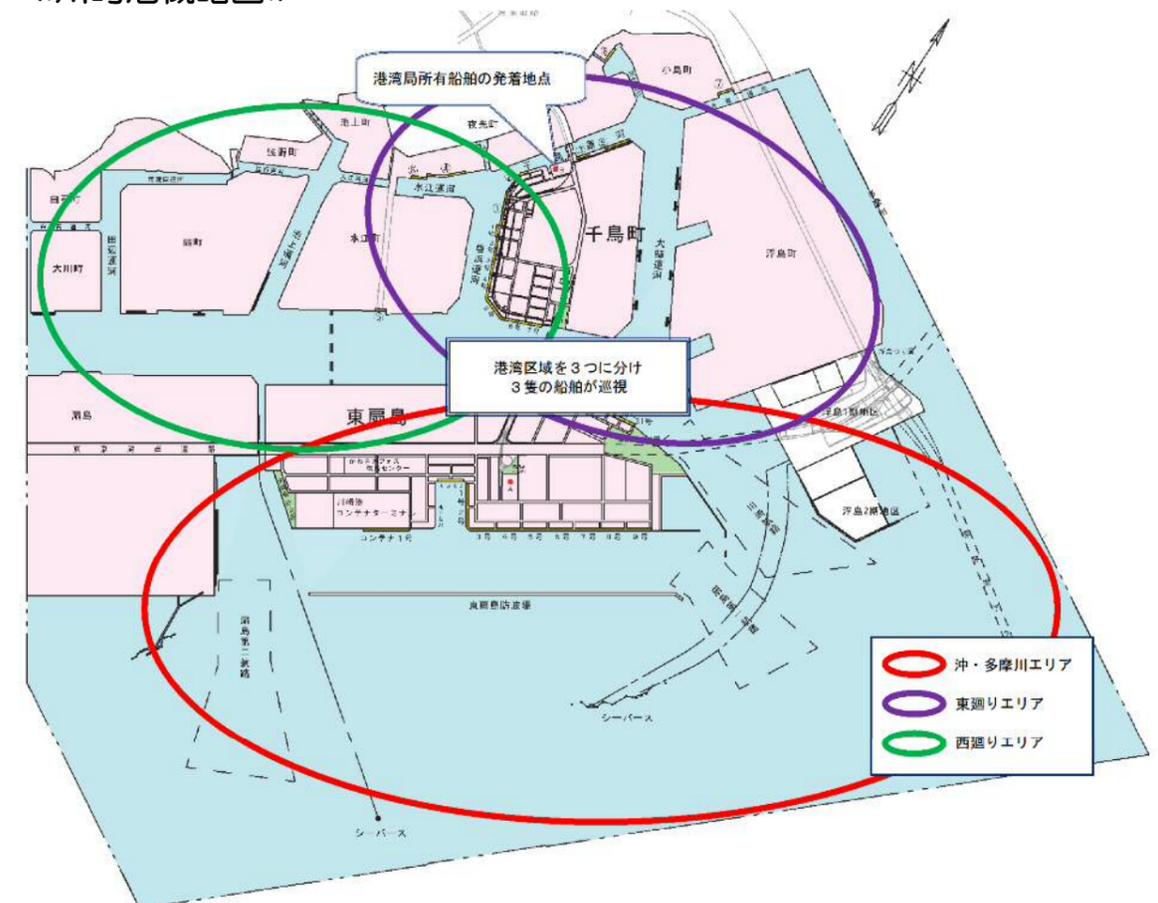
[港湾管理者・保安管理者として中心的な役割を担う業務]

港湾区域内の巡視業務	◎	◎	◎
災害発生時の対応業務	◎	◎	○
港湾関連の調査運航業務	○	○	◎
港湾視察運航業務	◎	◎	

[関係各機関と連携して取り組む業務]

油流出時の対応業務	○	◎	◎
海難等事故発生時の対応業務	○	○	○

《川崎港概略図》



別表 所有船舶について

船名		あおぞら	つばめ	ひばり
船体写真				
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> • 建造：1982年（35年経過） • 総トン数：126.77トン • 船体寸法：長さ24.51m 幅6.20m • 定員：54名（船員4名 旅客50名） 	<ul style="list-style-type: none"> • 建造：1974年（43年経過） • 総トン数：27.94トン • 船体寸法：長さ14.69m 幅3.99m • 定員：22名（船員2名 旅客20名） 	<ul style="list-style-type: none"> • 建造：1973年（44年経過） • 総トン数：20.90トン • 船体寸法：長さ10.20m 幅5.98m • 定員：13名（船員2名 作業員11名）
担 う 業 務 港 湾 管 理 者 ・ 保 安 管 理 者 が 中 心 的 な 役 割 を	港湾区域内の巡視業務	≪川崎港概略図≫のとおり、港湾区域を3つのエリアに分けて3隻で巡視		
	災害発生時の対応業務	帰宅困難者の輸送・緊急物資の搬送		緊急物資の搬送
	港湾関連の調査運航業務	港湾施設に係る破損等の点検		双胴船で安定性の高い船型、広い甲板 → 各種港湾工事の水深測量・調査業務
	港湾視察運航業務	「あおぞら」50名分・「つばめ」20名分の座席 → ポートセールスにおいて重要な役割		
て 取 り 組 む 業 務 関 係 各 機 関 と 連 携 し	油流出時の対応業務	航走による油の拡散	航走及び放水装置による油の処理	オイルフェンス展張
	海難等事故発生時の対応業務	海上保安署・消防署等の指示に従って人命救助等の作業		

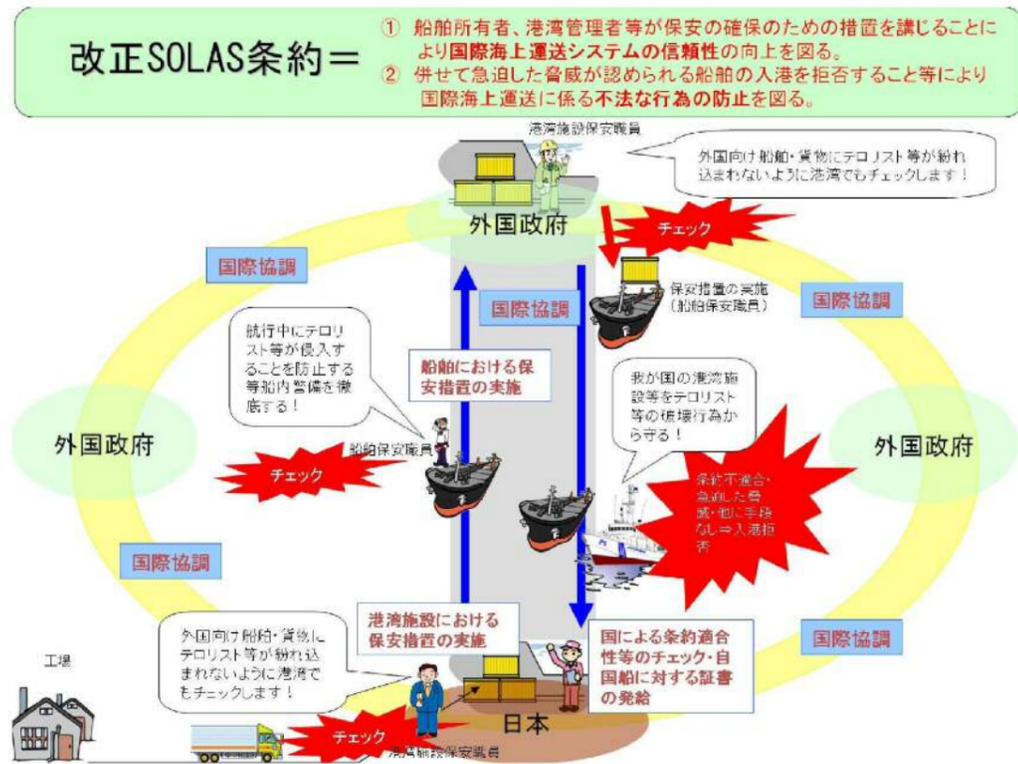
参考1

国際港湾施設の保安対策

■ 改正 SOLAS 条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。（詳しくは[ここをクリック](#)（PDF形式）して下さい。）



■ 対象

- 国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等
 - ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
 - ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備えます。

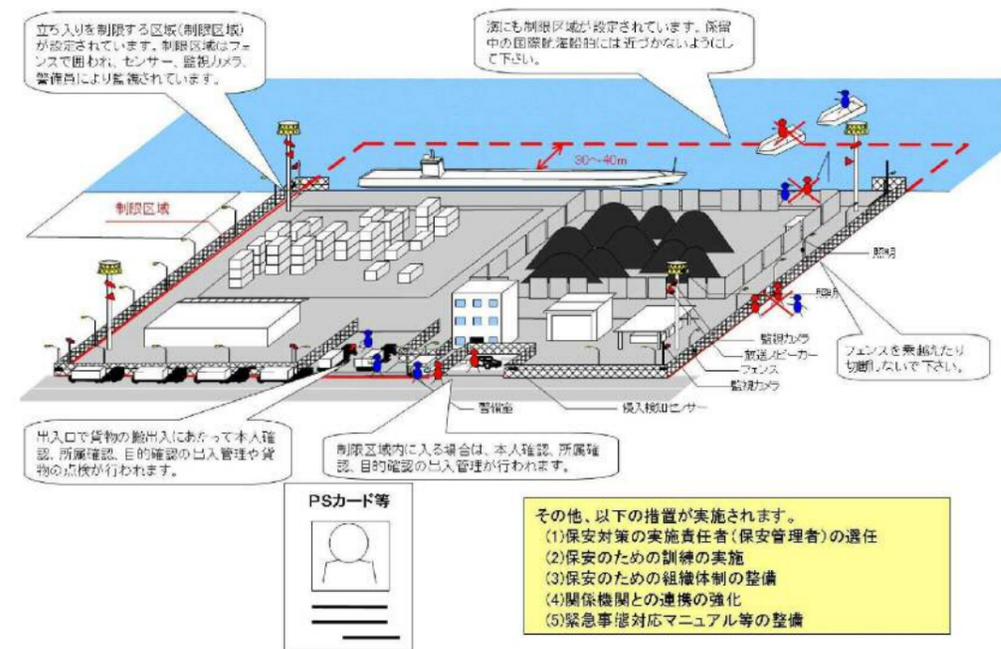
【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ



■ 国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認状況

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ 国際海上輸送保安指標レベルの公示について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ PS (Port Security) カード発行申請関係について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

参考2

■川崎管内排出油等防除協議会 / 事務局：川崎海上保安署

概要

・ 沿革

川崎管内排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会」として、平成9年11月に設立しました。

平成19年4月1日、法改正により、揮発油及び有害液体物質（HNS）についても、特定油同様の防除義務が義務付けられました。このため、平成19年7月6日、会の名称を「・・・排出油防除協議会」から「・・・排出油等防除協議会」に変更しました。

・ 活動

- ◆ 活動海域：川崎港及びその周辺海域
- ◆ 協議会の業務
 - ・ 防除活動マニュアル
 - ・ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 - ・ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - ・ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
 - ・ 会員が行う防除活動の調整



会員

川崎管内排出油等防除協議会は、国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員で構成され、現在35会員（平成29年4月1日）となっています。

活動状況（平成28・29年度実績）

◆ 研修等

実施日：平成28年7月7日
内容：「排出油等防除計画の改正について」
講師：川崎海上保安署 専門官

実施日：平成28年11月30日
内容：事故事例紹介等

実施日：平成29年7月28日
内容：「川崎・鶴見航路、京浜運河における航法」
講師：川崎海上保安署 専門官



◆ 訓練等

実施日：平成28年5月6日
内容：平成28年度第1回情報伝達訓練

実施日：平成28年11月1日
内容：平成28年度第2回情報伝達訓練

実施日：平成29年4月7日
内容：平成29年度第1回情報伝達訓練

※ 情報伝達訓練：会員へのファックスによる送受信



「川崎海上保安署 HP」より
平成29年時点に修正